

2019年8月2日 全11頁

公募投信・二重課税調整制度導入の影響解説 (法人編)

公募投信を通じた外国投資を行う法人は、当期純利益の上乗せ要因に

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2018年度税制改正により、2020年1月1日以後に支払われる配当等から、公募投資信託などを通じて外国資産に投資した場合についても国内と海外の二重課税調整の対象とする改正が行われ、2019年度税制改正により具体的な控除額の計算規定が整備された。本レポートでは法人における投資信託の二重課税調整の制度解説を行う。
- 新制度では、法人が公募投資信託からの分配金を受け取る際に、当該法人が公募投資信託を通じて負担した外国税相当額が算出され、「分配時調整外国税相当額控除」として法人税等から控除できるようになる。このため、改正前と比べて、公募投資信託を保有する法人は改正前より税負担が減り、当期純利益の押し上げ要因となる。
- 外国株式や外国REITのみに投資する公募投資信託は、一般的に、年率0.1%~0.9%程度の外国税を負担していると考えられる。しかし、公募投資信託が負担する外国税額の全てが控除対象になるわけではない。このため、税引前のパフォーマンスや分配金の支払額が全く同じ公募投資信託でも、制度改正による当期純利益の押し上げ効果には差が生じる可能性が考えられる。

[目次]

1. 海外と国内の二重課税調整の概要	2 ページ
2. 公募投資信託の二重課税調整の実際の計算方法	5 ページ
3. 法人における公募投資信託の会計・税務	8 ページ
4. 法人の当期純利益等に与える影響	9 ページ

※ 投資信託の外国税額控除の個人への影響については、下記レポートを参照。

是枝俊悟「投資信託の外国税額控除の制度解説とファンドに及ぼす影響の試算」(大和総研レポート、2019年6月12日公表)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190612_020839.html

1. 海外と国内の二重課税調整の概要

1-1. 外国税額控除とは

国内法人が外国で事業を行って所得を得たり、外国の株式や債券などに投資をして配当や利子を得たりする際、外国で税が課されることがある。これらの外国で発生した所得について、外国で課されている税を全く考慮せずに国内で法人税等を課税すると、外国と国内での二重課税が生じ、国内法人にとって過大な負担となることが考えられる。

このため、外国と国内での二重課税を軽減するために、外国で納付済みの税額を国内で課すべき税額から差し引く、**外国税額控除**という制度が設けられている。もっとも、外国税額控除は、外国における事業の所得や外国籍証券に直接投資を行った場合の配当や利子などを対象にしている。

これに対し、国内籍証券を通じて外国に投資を行った場合に得た分配金などに対しては、必ずしも国内と海外の二重課税の調整は行われていなかった。外国から生じた所得に対する外国税（相当）額の控除の可否を示したものが、次の図表1である。

図表1 外国から生じた所得に対する外国税（相当）額控除の可否（改正前後）

	源泉徴収段階の調整(国税)	法人の確定申告時の外国税(相当)額控除の可否		控除の類型		
		国税	地方税			
外国における事業の所得	×	○	○	外国税額控除		
外国籍証券への投資	外国株式(注1)	×	○			
	外国債券	特定公社債	×		○	
		一般公社債	○(差額徴収方式)		○	
	外国籍投資信託	×	○			
国内籍証券を通じた投資	公募投資信託 (ETF・上場REIT・上場JDRを除く)	×⇒○	×⇒○	×	分配時調整外国税相当額控除 (新設)	
	私募投資信託	○⇒○	○⇒○	×	所得税額控除 ⇒分配時調整外国税相当額控除	
	ETF・上場REIT・上場JDR	株式数比例配分方式	×⇒○	×⇒○	×	分配時調整外国税相当額控除 (新設)
		株式数比例配分方式以外	○⇒○	○⇒○	×	所得税額控除 ⇒分配時調整外国税相当額控除

(注1)外国子会社からの配当等は配当益金不算入制度の対象となる。

(注2) ×⇒○は改正前は控除不可だが改正後は控除可能になること、○⇒○は控除の名称は変わるがいずれも控除可能であることを示す。

(出所)法令等をもとに大和総研作成

法人が外国株式や外国の特定公社債、外国籍の投資信託などに直接投資した場合は外国税額控除が適用できる。国内籍の私募投資信託等を通じて外国資産に投資を行う場合、外国税額控除は適用できなかったが「所得税額控除」により実質的に国内の法人税と外国税相当額の調整が行われていた（本レポート1-3. で後述）。他方、国内籍の公募投資信託等を通じて外国資産に行う投資を行う場合は、外国税額控除と所得税額控除のいずれによっても国内外の税負担の調整は行われていなかった。

2018年度税制改正により、2020年1月1日以後に支払われる分配金から、公募投資信託等を通じて外国資産に投資した場合について、国内の所得税の源泉徴収段階での調整と、法人税等の確定申告段階における「分配時調整外国税相当額控除」によって、国内外の税負担の調整が図られることとなった。

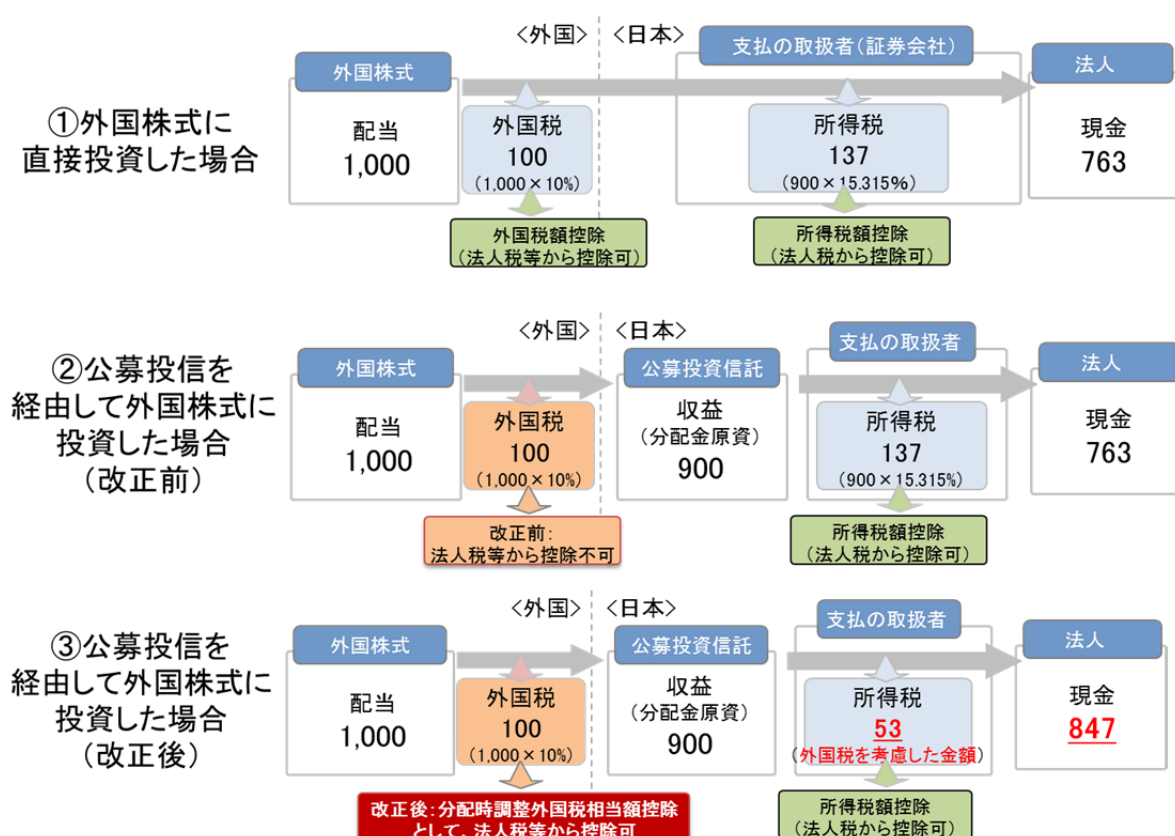
併せて、私募投資信託等についても、公募投資信託と同様の仕組みで国内外の税負担の調整

を行うよう制度の統一が図られることとなった。

1-2. 公募投資信託に係る国内外の二重課税調整の改正

公募投資信託における国内外の二重課税調整の改正について、単純化した前提をもとに、図表 2 を用いて説明する。なお、以下、本レポート中「所得税」は復興特別所得税を含むものとし所得税の税率は復興特別所得税の税率を含むものとする。

図表 2 公募投資信託に係る国内外の二重課税調整の概念図（単純化した前提による）



(前提) 公募投資信託は財産の全額を外国株式 1 銘柄だけに投資し、当該外国株式から受け取った配当の全額を 1 の法人に分配する。投資信託において生じる経費は考慮しない。当該投資信託の期末の分配原資の全額は当該外国株式の配当からなり、分配金を受け取る投資家においては全額が普通分配金となる。外国における源泉徴収税率は 10% とする。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

まず、図表 2 の①のように法人が外国株式に直接投資して配当を得た場合を想定する。1,000 の配当を得た際に、外国税が 100、国内で所得税が 137 源泉徴収され、現金交付が 763 であったとする。この場合、法人税等の確定申告において、外国税は外国税額控除の対象、所得税は所得税額控除の対象となるため、(これらが全額控除できる限り) いずれも法人の実質的な負担にはならない。法人が得た外国株式の配当に対して負担する税は、実質的に 1,000 の配当等に対する国内の法人税等のみとなる。

次に、図表 2 の②では、改正前の制度で法人が国内の公募投資信託を経由して外国株式に投

資し、外国株式の配当を国内の公募投資信託を経由して分配金として受け取った場合を想定する。

外国株式から国内の公募投資信託に 1,000 の配当が支払われる際に外国税が 100 源泉徴収され、国内の公募投資信託が（外国税控除後の）900 を法人に分配金として支払ったとすると、改正前は国内の所得税の源泉徴収が 137（ $\approx 900 \times 15.315\%$ ）となる。このとき、法人が受け取る現金は 763 となり、①の法人が直接外国株式に投資をした場合と同額になる。

しかし、②の場合、法人税等の確定申告において、公募投資信託経由で負担した外国税は外国税額控除の対象とならず、法人税等から控除できるのは所得税だけである。このため、法人は、公募投資信託経由で得た外国株式の配当に対して、実質的に国内の法人税等に加えて、外国税も負担することとなる。

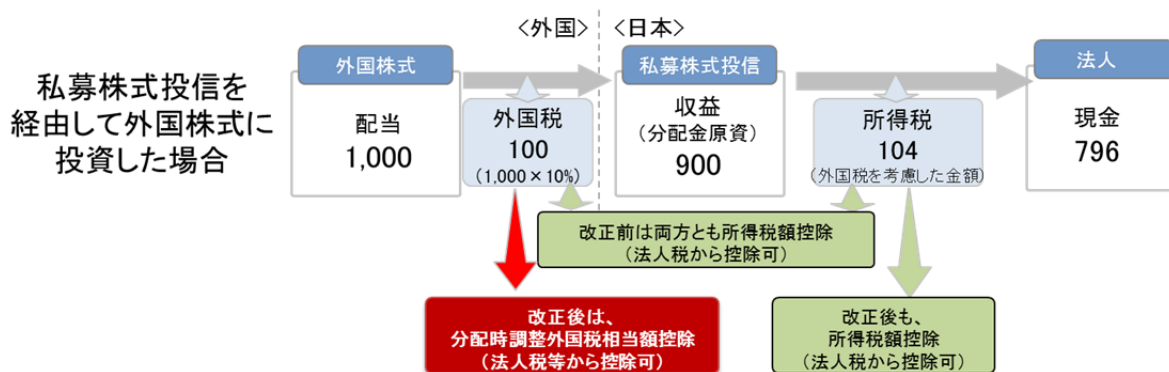
改正後は、図表 2 の③のように、法人税等の確定申告において、国内の公募投資信託経由で負担した外国税について、新設される「分配時調整外国税相当額控除」の対象となり、法人税等から控除できるようになる。これにより、法人は、国内の公募投資信託経由で外国株式の配当を受け取ったとしても、負担する税は実質的に国内の法人税等だけになる。従って、公募投資信託を保有する投資家は改正前と比べて、税負担が減り、当期純利益の押し上げ要因となる。

また、改正後は国内の所得税の源泉徴収額について外国税を考慮した額に変更される（源泉徴収額の具体的な計算式は本レポート 2. で後述する）。図表 2 の例では所得税の源泉徴収額は 137 から 53 に減少し、分配金支払時の法人の現金受取額は 763 から 847 に増加する。もっとも、所得税は法人税の確定申告時に所得税額控除の対象となるため、法人の実質的な負担にはならないことは改正前後で変わらない。

1-3. 私募投資信託に係る国内外の二重課税調整の改正

私募投資信託における国内外の二重課税調整の改正について、単純化した前提をもとに、図表 3 を用いて説明する。

図表 3 私募投資信託に係る国内外の二重課税調整の概念図（単純化した前提による）



（前提）投資信託が公募であるか私募であるかを除いては、図表 2 と同様とした。

（出所）法令等をもとに大和総研作成

図表 2 の②・③と同様に、法人が国内の私募投資信託を経由して外国株式に投資し、外国株式の配当を国内の私募投資信託を経由して分配金として受け取った場合を想定する。

私募投資信託の場合、改正前においても、分配金支払時の所得税について、単純に普通分配金に税率（私募株式投信は 20.42%、私募公社債投信は 15.315%）を乗じるのではなく、外国税を考慮した金額の源泉徴収が行われている。私募投資信託は、法人に対して、実際に源泉徴収した所得税額と私募投資信託が負担した外国税額を合わせて「所得税額」として法人に通知している。

法人は、私募投資信託が負担した外国税額と源泉徴収された所得税額の合計額を「所得税額」として扱い、所得税額控除の対象とすることができる。このため、法人は、私募投資信託経由で外国株式の配当を受け取ったとしても、負担する税は改正前においても実質的に国内の法人税等だけとなっている。

改正後は、私募投資信託が負担した外国税額は所得税額控除ではなく、分配時調整外国税額控除の対象となる。いずれも法人税（等）から控除できる点は変わらないが、所得税額控除は当期の法人税から控除しきれなかった所得税額の還付を受けられるのに対し、分配時調整外国税額控除は当期の法人税および地方法人税¹から控除しきれなかった場合、還付を受けられず切り捨てられる点が異なる。

2. 公募投資信託の二重課税調整の実際の計算方法

投資信託の二重課税調整を行うためには、そもそも各投資家が投資信託を通じて負担した外国税額を計算する必要があるが、実際には投資信託は多数の投資家から集めた資金を多数の銘柄に投資しているため、その計算は容易でない。

このため、公募投資信託の二重課税調整を円滑に実施するため、業界内で実務上の取り決めが行われ、ファンド全体の計算は公募投資信託の側で行い、投資家単位の計算は支払の取扱者（販売会社である証券会社や銀行など）の側で行うこととなった²。

2-1. 実際の計算方法（ファンド全体の計算）

ファンド全体の計算として、公募投資信託は、決算の都度、次の図表 4 の算式に基づいて「収益 1 円あたり外国所得税額」と「外貨建資産割合」を算出し、支払の取扱者に通知する。

例えば、図表 2 の例を図表 4 の計算式にあてはめると、収益からの分配額も期末収益分配可能額もいずれも 900 で、期中外国所得税額は 100 であるため、収益 1 円あたり外国所得税額は

¹ 「地方法人税」という名称の国税のことであり、地方税である法人住民税や事業税のことではない。

² 私募投資信託においては、現状においても、（新たに導入される）公募投資信託における計算方法とは別の方法により各投資家が負担した外国税額の計算が行われている。制度改正に合わせて、私募投資信託についても公募投資信託と計算方法を揃えることが想定されるが、本稿執筆時点では詳細は決まっていない。

約 0.1111 円と計算される。

図表 4 公募投資信託の外国税額控除におけるファンド全体の計算

$$\begin{aligned} \text{収益 1 円あたり外国所得税額} &= \frac{\text{期中外国所得税額}}{\text{収益からの分配額}} \times \frac{\text{収益からの分配額}}{\text{期末収益分配可能額}} \\ \text{外貨建資産割合} &= \frac{\text{外貨建資産の期末純資産額}}{\text{期末信託財産純資産総額}} \end{aligned}$$

(注 1) 「収益からの分配額」には、収益調整金からの分配額を含まない。

(注 2) 「期末収益分配可能額」には、収益調整金を含まない。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

ポイントの 1 点目は、二重課税調整の対象となるのは、その期に発生した外国所得税額のみであるということである。したがって、外国税額が発生した期において公募投資信託が分配額を支払わなかった場合、その期の外国税額を翌期以後に繰り越すことはできない。

2 点目は、その期に発生した外国税額のうち、二重課税調整の対象となるのは、(収益調整金を除く) 分配原資のうち (収益調整金を除いた) 分配額として支払った額の割合分に限られることである。すなわち、(収益調整金を除く) 分配原資の全額を (収益調整金を除いた) 分配額として支払わない限り、その期に発生した外国所得税額の一部が切り捨てられることとなる。

なお、ファミリーファンド方式で運用される場合、国内のマザーファンドで生じた外国税額はベビーファンドにおいて負担したものとみなされるが、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用される場合、投資先のうち外国籍ファンドが負担した外国税額は、投資元のファンドが負担したものとみなされないものと考えられる³。

2-2. 実際の計算方法 (投資家単位の計算)

支払の取扱者は、公募投資信託から通知を受けた「収益 1 円あたり外国所得税額」と「外貨建資産割合」をもとに投資家単位で次の図表 5 に示される計算を行い、源泉徴収を行う。

³ 公募投資信託の外国税額控除の適用対象となるファンドの要件に「国内にある営業所に信託されたもの」という規定がある (所得税法第 176 条第 3 項)。このため、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用し、かつ、投資先のファンドに外国籍の投資信託が含まれる場合、その投資先のファンドは「国内にある営業所に信託されたもの」という要件を満たせないため、投資先のファンドが負担した外国税額を投資元のファンドが負担した外国税額とみなされないものと考えられる。他方、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用し、かつ、投資先のファンドが国内籍の投資信託である場合、投資先のファンドが負担した外国税額を投資元のファンドが負担した外国税額とみなすことができるかは、本稿執筆時点で明らかでない。

図表 5 公募投資信託の外国税額控除における投資家単位の計算（法人の場合）

①外国所得税額	=	普通分配金額 × 収益 1 円あたり外国所得税額
②課税標準	=	普通分配金額 + ①外国所得税額
③控除限度額	=	②課税標準 × 外貨建資産割合 × 15.315%
④控除外国所得税額	=	[①外国所得税額 と ③控除限度額 のいずれか少ない額]
所得税額	=	②課税標準 × 15.315% - ④控除外国所得税額

（出所）法令等をもとに大和総研作成

まず、投資家に支払われる普通分配金額に「収益 1 円あたり外国所得税額」を乗じて外国所得税額を算出する（図表 5 の①の計算）。図表 2 の③の例で収益 1 円あたり外国所得税額が 0.1111 円であるとき 900 の普通分配金を受け取った投資家の場合は、 900×0.1111 により、外国所得税額は 100 として計算される。

これは、ファンド全体で計算した「収益 1 円あたり外国所得税額」を、各投資家が受け取る普通分配金額に応じて配分するものである。分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）である投資家には外国税額の配分も行われない。

2 番目に、普通分配金額に①で求めた外国所得税額を加算（グロスアップ）して課税標準を求める（図表 5 の②の計算）。図表 2 の③の例では 900 の普通分配金に 100 の外国所得税をグロスアップし、1,000 を課税標準とする。グロスアップを行う趣旨は、外国税の課税がなかったとしたら支払われていたはずの分配金額を課税標準とするためである。

3 番目に、控除限度額を算出する（図表 5 の③の計算）。控除限度額を定める趣旨は、我が国の所得税率を上回る高率な外国税については二重課税調整の対象外とするためである⁴。図表 2 の③の例では課税標準 1,000 に外貨建資産割合の 100%と 15.315%を乗じて控除限度額は 153 となる。

4 番目に、①で求めた外国所得税額と③で求めた控除限度額のうち少ない方の金額を「控除外国所得税額」とする（図表 5 の④）。図表 2 の③の例では控除限度額 153 よりも外国所得税額 100 の方が少ないため、控除外国所得税額は 100 となる。

以上の計算をもとに、所得税の源泉徴収額は、②で求めた課税標準に税率 15.315%を乗じた金額から、④で求めた「控除外国所得税額」を控除した金額となる（図表 2 の③の例では 53）。

所得税の源泉徴収の際に控除された「控除外国所得税額」は、法人税等の確定申告の際には「分配時調整外国税相当額控除」として法人税等から控除することができる。

⁴ 本来、法人が負担するのは国内の法人税等であり所得税ではないのだから、高率な外国税部分を判定するための基準は日本の所得税率ではなく法人実効税率であるべきと考えられる。しかし、計算の簡便化のため、個人か法人かにかかわらず、所得税率の 15.315%が控除限度額となったものと考えられる。

3. 法人における公募投資信託の会計・税務

3-1. 分配金受取時の会計・税務

改正後は、法人が国内の公募投資信託の分配金を受領する際、その法人が当該公募投資信託を経由して負担した外国税額があるときは、支払通知書等において、「外国所得税額」（図表 5 の①）および「控除外国所得税額」（図表 5 の④）が通知される。

これに基づき、法人は、公募投資信託の分配金受領時に次のように経理する。

- ・ 普通分配金額に外国所得税額を加えた金額を「受取配当金」として収益認識（益金算入）。
- ・ 外国所得税額は「分配時調整外国税相当額⁵」などとし、（後述する法人税等からの控除を受ける場合）税務上は損金算入できない費用とする⁶。
- ・ 外国所得税額が控除外国所得税額を上回る場合、外国所得税額と控除外国所得税額の差額は「控除対象外外国法人税」などとし、損金算入する。

すなわち、外国所得税額と控除外国所得税額が一致するか、控除外国所得税額が外国所得税額を下回るかにより⁷仕訳方法が異なることとなり、仕訳例はそれぞれ次の図表 6・図表 7 の通りとなる。

図表 6 分配金受取時の仕訳例（外国所得税額＝控除外国所得税額の場合）

法人が保有する公募投資信託につき 10 万円の普通分配金を受け取った。

外国所得税額・控除外国所得税額：5,000 円 所得税：11,080 円（注1）

手取金額：88,920 円

（借 方）		（貸 方）	
現預金	88,920 円	受取配当金	105,000 円（注2）
分配時調整外国税相当額	5,000 円		
所得税	11,080 円		

（注1）10万5,000円×15.315%－5,000円＝11,080円（円未満切捨て）

（注2）普通分配金10万円に外国所得税額5,000円を加えた105,000円を益金算入する。

（出所）法令等をもとに大和総研作成

⁵ 「外国税額控除」の対象となる外国税額を計上する科目である「外国法人税」とは別の科目としておくことが望ましいものと考えられる。

⁶ 法人税等からの控除を受けないときは、分配時調整外国税相当額を損金算入できる。

⁷ 控除外国所得税額が外国所得税額を上回ることはない（図表 5 の④参照）。

図表 7 分配金受取時の仕訳例（外国所得税額＞控除外国所得税額の場合）

法人が保有する公募投資信託につき 10 万円の普通分配金を受け取った。

外国所得税額：2 万円 控除外国所得税額 18,378 円^(注1) 所得税：0 円^(注2)

手取金額：10 万円

(借 方)		(貸 方)	
現預金	100,000 円	受取配当金	120,000 円 ^(注3)
分配時調整外国税相当額	18,378 円		
控除対象外外国法人税	1,622 円 ^(注4)		

(注1) 外貨建資産割合が 100%であるとする、控除限度額は下記の計算により 18,378 円となる。外国所得税額(2 万円)より控除限度額(18,378 円)の方が少ないので、少ない方の 18,378 円が控除外国所得税額となる。

計算式：(10 万円+2 万円) × 100% × 15.315% = 18,378 円

(注2) 12 万円 × 15.315% - 18,378 円 = 0 円

(注3) 普通分配金 10 万円に外国所得税額 2 万円を加えた 12 万円を益金算入する。

(注4) 2 万円 - 18,378 円 = 1,622 円

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

3-2. 確定申告時の税務

改正後は、分配金受取時に「分配時調整外国税相当額」として経理した金額は、法人の確定申告時に当期の法人税額から控除することができる（分配時調整外国税相当額控除）⁸。当期の法人税額から控除してもなお残額がある場合は、当期の地方法人税額（「地方法人税」という名称の国税のことであり、地方税である法人住民税や事業税のことではない）から控除することができる。地方法人税額から控除してもなお残額がある場合は、残額の還付は行われず、切り捨てられる。

改正前後とも、分配金受取時に源泉徴収された所得税額が法人の確定申告時に当期の法人税額から控除できることは変わらない（所得税額控除）。また、所得税額控除においては、当期の法人税額から控除してもなお残額がある場合に還付を受けられることも改正前後で変わらない。

4. 法人の当期純利益等に与える影響

4-1. ファンドに生じている外国税額ほどの程度か

図表 8 が主な国の配当・利子に対する源泉徴収税率である。配当に対しては源泉徴収を実施している国が多く、利子に対しては源泉徴収を実施していない国が多い。REIT の分配金については株式の配当と同様に課税されることが一般的である。

⁸ 法人税等からの税額控除を受けないときは、分配時調整外国税相当額を損金算入できる。

図表 8 主な国の配当・利子に対する源泉徴収税率（日本から投資する場合・親子間配当等を除く）

	配当	利子		配当	利子
アメリカ	10%	0%	イタリア	15%	10%
カナダ	15%	0%	オランダ	10%	0%
イギリス	0%	0%	スイス	10%	10%
フランス	10%	0%	オーストラリア	10%または0%	10%または0%
ドイツ	15%	0%			

（注）源泉徴収税率と租税条約に基づく制限税率の低い方の税率を示したものである。
 国によっては還付請求を行わないと上記の税率が適用されない（より高い税率で源泉徴収される）場合もある。

（出所）各国法令・租税条約をもとに大和総研作成

投資対象とする国や銘柄にもよるが、株式の配当利回りは1%～4%程度、REITの分配金利回りは3%～6%程度の水準が一般的である。

これらを考慮すると、ファンドが支払う外国税額は、財産を全額外国株式に投資するファンドで年率0.1%～0.6%程度⁹、財産を全額外国REITに投資するファンドで年率0.3%～0.9%程度¹⁰になることが一般的と考えられる。

外国債券に投資するファンドは、外国株式や外国REITに投資するファンドと比べて、ファンドに生じる外国税額は少額となることが一般的と考えられる（ただし、源泉税が課される国の債券に集中投資するファンドにおいては、相当の外国税額が生じることが考えられる）。

4-2. ファンド全体の計算で切り捨てられる外国税額

5～6 ページで述べた通り、ファンド全体の計算では「収益1円あたり外国税額」を計算する際、（収益調整金を除く）分配原資の全額を（収益調整金を除いた）分配額として支払わない限り、その期に発生した外国所得税額の一部が切り捨てられる。

この点を考慮し、ファンドがある期に実際に支払った外国税額のうち「収益1円あたり外国税額」に含まれ、分配時調整外国税相当額控除として法人税等から控除可能な外国税額の割合（本レポートにおいて**控除対象外国税比率**と呼ぶ）を確認するため、外国株式または外国REITに投資する公募投資信託について、残高上位10銘柄の直近3期の決算期について決算報告書等より、分配金や分配原資の状況を調査した¹¹。

その結果、そもそも分配金を支払っていないファンドや、外国籍ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズであるためにそもそも二重課税調整の対象とならないと考えられるファン

⁹ 配当利回り1%×税率10%として年率0.1%、配当利回り4%×税率15%として年率0.6%となる。

¹⁰ 分配金利回り3%×税率10%として年率0.3%、分配金利回り6%×税率15%として年率0.9%となる。

¹¹ 国内籍の公募株式投資信託（ETFを除く）で外国株式または外国REITのいずれかのみを主な投資対象とするもののうち、投資信託事情調査会『投資信託事情』（2019年5月号、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン）に基づく2019年3月末時点の残高上位10銘柄を分析対象とした。

ドが複数確認できた。

二重課税調整の対象となると考えられるファンドにおいて控除対象外国税比率を試算したところ¹²、直近3期全てで100%となったファンドが複数あった一方、直近3期いずれも20%以下となったファンドも複数あり、ファンドの運用状況によって大きく異なることが分かった。

4-3. 法人の当期純利益等に与える影響

法人は、受け取る分配金に係る外国税額は法人税等から控除可能であるため、(当期の法人税等から控除できる限り) ファンドに生じる外国税額はすなわち法人の当期純利益の押し上げに寄与する。また、受け取る分配金に係る外国税額は受取配当金に加算して経理されるため、ファンドに生じる外国税額は法人の経常利益の押し上げにも寄与する。

4-1. で述べた通り、ファンドが支払う外国税額は、財産を全額外国株式に投資するファンドで年率0.1%~0.6%程度、財産を全額外国REITに投資するファンドで年率0.3%~0.9%程度になることが一般的と考えられる。しかしながら、4-2. で述べた通り、そのうち二重課税調整の対象となりうる割合は、100%となることもあれば20%以下となることもあるなど、ファンドの運用状況によって大きく異なることになる。

したがって、(国内)税引前のパフォーマンスが全く同じ公募投資信託で、かつ分配金支払額も同額であったとしても、ファンドに生じた外国税につき分配時調整外国税相当額控除として法人税等から全額控除できるファンドもあれば、全くまたはほとんど控除できないファンドもある可能性がある。このため、税引前のパフォーマンスや分配金の支払額が全く同じ公募投資信託でも、制度改正による当期純利益の押し上げ効果には差が生じる可能性が考えられる。

【以上】

¹² 試算の際、収益調整金から支払われた分配金が運用報告書から必ずしも明らかとならない場合、まず分配金は収益調整金以外から支払われたものと仮定し、不足する場合に残額が収益調整金から支払われたものと仮定した。